

川崎市院内保育事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の医療施設において従事する職員（以下「医療従事者」という。）のための保育施設を設置する者（以下「保育施設設置者」という。）に対し、院内保育事業運営費補助金を予算の範囲内において交付し、もって医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、保育施設設置者が前条に掲げる目的を図るため医療従事者の委託を受けて、乳児又は幼児に対して必要な保護を行う院内保育事業（以下「補助事業」という。）で、神奈川県が当該事業に対して補助金の交付を行う事業とする。

2 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 人件費
- (2) 事業費

(補助金の算定方法)

第3条 院内保育事業運営費補助金の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項により補助の対象となった経費の合計額から神奈川県の補助金を控除した額と、神奈川県院内保育事業運営費補助の補助金交付決定通知書（区分）に従い、別表の基準額に補助率を乗じて得た額と比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と神奈川県の補助金額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 院内保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者は、院内保育事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、院内保育事業運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、次の条件が付されるものとする。

(1) 被交付者は、補助事業に係わる会計を明確にしなければならない。

(2) 被交付者は、院内保育施設の設備及び運営について児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

(3) その他市長が必要と認める条件

2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、被交付者による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ被交付者が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

(2) その他市長が必要と認める条件

（変更等の承認）

第7条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は第4条に規定する申請書の記載事項を変更しようとするとき（軽微な事項であると、市長が認めるものを除く。）。

(2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

（実績報告）

第8条 被交付者は、当該年度の事業が終了した日から1月以内に院内保育事業運営費補助金実績報告書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる工事の発注等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第6条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 被交付者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該被交付者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

- 4 第2項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第6条第2項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。
- 5 市長は、第1項による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付金額を確定し、院内保育事業運営費補助金額確定通知書（第4号様式）により、被交付者に通知するものとする。

（交付の決定の取消）

第9条 市長は、被交付者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）第6条若しくは前条の規定に違反したとき。
- （4）その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（書類の整備）

第10条 被交付者は、補助金と補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度から5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成5年3月18日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成7年2月23日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成8年2月26日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成10年3月10日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成11年3月8日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成13年3月9日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成14年3月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成15年3月15日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成16年2月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成17年2月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成19年3月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成20年3月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	基 準 額	補 助 率
A型 特例	153,700円×運営月数	1 / 3
A型	307,400円×運営月数	
B型	614,800円×運営月数	
B型 特例	922,200円×運営月数	
24時間保育を行っている施設に対する 加算17,060円×運営日数 病児等保育を行っている施設に対する加 算193,070円×運営月数		

第1号様式

院内保育事業運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

名称

代表者名

院内保育事業運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請金額 円

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 収入支出予算書
- (4) 神奈川県院内保育事業運営費補助金交付決定通知書の写し

申請額算出内訳書

区分 _____

施設名 _____

総事業費 A	神奈川県 補助額 B	差引事業費 (A - B) C	基準額 D	市補助 基本額 E	選定額 F	市補助 所要額 G
円	円	円	円	円	円	円
24時間保育 日						

(注)

- ・ E欄は、D欄の金額×1/3（補助率）
- ・ F欄は、C欄の金額とE欄の金額を比較して、少ない方の額を記入する。
- ・ G欄は、F欄の金額とB欄の2分の1の金額とを比較して少ない方の額をそれぞれ千円未満切り捨てで記入する。

事業計画書

1 保育施設、開設者の名称等

区分	保 育 施 設			開 設 者 等			運営等が委託の場合	
	保育施設名	開設年月日	所在地	設置主体	開設医療施設 の名称	所在地	受託団体等 名称	代表者名

(注) 区分については、川崎市院内保育事業運営費補助金交付要綱別表に定める区分を記入する。

2 保育人員、保育時間（ 年 月 日現在）

保 育 人 員					保 育 時 間		
計	0歳児	3歳未満	3歳以上		保育施設開所時間帯		開所時間
看護職員の子	人	人	人	人	時 分～	時 分	時間 分
その他の職員の子	人	人	人	人	時 分～	時 分	時間 分

3 職員の状況（ 年 月 日現在）

保 育 士		そ の 他 の 職 員		計		
専 任	そ の 他	専 任	そ の 他	専 任	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人

4 建物の状況

構造の別	建物階数	建築面積	延床面積	備考
R C ・ C B ・ W	階	m ²	m ²	保育所使用部分 階 室 m ²

(注) 建物の一部を使用している場合には、備考欄にも必ず記入すること。

5 保育状況 (年 月分)

預かり児数			預かり児数			預かり児数		
日	昼間	夜間	日	昼間	夜間	日	昼間	夜間
1			1 1			2 1		
2			1 2			2 2		
3			1 3			2 3		
4			1 4			2 4		
5			1 5			2 5		
6			1 6			2 6		
7			1 7			2 7		
8			1 8			2 8		
9			1 9			2 9		
1 0			2 0			3 0		
延べ保育児数						3 1		
						人		

(注) 夜間人数は、24時間保育を実施している場合のみ記入すること。

6 病児等保育の状況 (病児等保育を実施している施設に限る。)

安静室の面積	保育時間	実施月
m ²	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	月～ 月
病児等専任看護師の配置状況		
専任看護師	配置期間	
人	年 月 日 ～ 年 月 日	

年度収入支出予算書

(単位：円)

収 入			支 出		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
保 育 料			人 件 費		
食 費			事 業 費		
県 補 助 金			(給 食 費)	()	
市 補 助 金			(保 育 費)	()	
設置者等負担金			(炊 具 食 器 費)	()	
そ の 他			(委 託 費)	()	
			(保 育 士 等 人 件 費)		
			(委 託 費)	()	
			(そ の 他 委 託 費)		
			(そ の 他 事 業 費)	()	
計			計		

この予算書の抄本は、原本と相違ないことを認める。

年 月 日

施 設 名

設置者名

第 2 号様式

院内保育事業運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

年 月 日付けで申請のありました 年度川崎市院内保育事業運営費補助金
については、次の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

川 崎 市 長

交付条件

第3号様式

院内保育事業運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

名称

代表者名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定を受けた、
年度川崎市院内保育事業運営費補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額調書
- 2 事業実績報告書
- 3 収入支出決算書の抄本

実 績 額 調 書

区分 _____

施 設 名 _____

総事業費 A	神奈川県 補助額 B	差引事業費 (A - B) C	基準額 D	市補助 基本額 E	選定額 F	市補助 所要額 G
円	円	円	円	円	円	円
24時間保育 日						

(注)

- ・ E欄は、D欄の金額×1/3（補助率）
- ・ F欄は、C欄の金額とE欄の金額を比較して、少ない方の額を記入する。
- ・ G欄は、F欄の金額とB欄の2分の1の金額とを比較して少ない方の額をそれぞれ千円未満切り捨てで記入する。

事業実績報告書

1 保育施設、開設者の名称等

区分	保 育 施 設			開 設 者 等			運営等が委託の場合	
	保育施設名	開設年月日	所在地	設置主体	開設医療施設 の名称	所在地	受託団体等 名称	代表者名

(注) 区分については、川崎市院内保育事業運営費補助金交付要綱別表に定める区分を記入する。

2 保育人員、保育時間（ 年 月 日現在）

保 育 人 員					保 育 時 間		
計	0歳児	3歳未満	3歳以上		保育施設開所時間帯		開所時間
看護職員の子	人	人	人	人	時 分～	時 分	時間 分
その他の職員の子	人	人	人	人	時 分～	時 分	時間 分

3 職員の状況（ 年 月 日現在）

保 育 士		そ の 他 の 職 員		計		
専 任	そ の 他	専 任	そ の 他	専 任	そ の 他	計
人	人	人	人	人	人	人

4 建物の状況

構造の別	建物階数	建築面積	延床面積	備考
R C ・ C B ・ W	階	m ²	m ²	保育所使用部分 階 室 m ²

(注) 建物の一部を使用している場合には、備考欄にも必ず記入すること。

5 保育状況 (年 月分)

預かり児数			預かり児数			預かり児数		
日	昼間	夜間	日	昼間	夜間	日	昼間	夜間
1			1 1			2 1		
2			1 2			2 2		
3			1 3			2 3		
4			1 4			2 4		
5			1 5			2 5		
6			1 6			2 6		
7			1 7			2 7		
8			1 8			2 8		
9			1 9			2 9		
1 0			2 0			3 0		
延べ保育児数						3 1		
						人		

(注) 夜間人数は、24時間保育を実施している場合のみ記入すること。

6 病児等保育の状況 (病児等保育を実施している施設に限る。)

安静室の面積	保育時間	実施月
m ²	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分	月～ 月
病児等専任看護師の配置状況		
専任看護師	配置期間	
人	年 月 日 ～ 年 月 日	

年度収入支出決算書

(単位：円)

収 入			支 出		
項 目	金 額	備 考	項 目	金 額	備 考
保 育 料			人 件 費		
食 費			事 業 費		
県 補 助 金			(給 食 費)	()	
市 補 助 金			(保 育 費)	()	
設置者等負担金			(炊 具 食 器 費)	()	
そ の 他			(委 託 費)	()	
			(保 育 士 等 人 件 費)		
			(委 託 費)	()	
			(そ の 他 委 託 費)		
			(そ の 他 事 業 費)	()	
計			計		

この決算書の抄本は、原本と相違ないことを認める。

年 月 日

施 設 名

設 置 者 名

第4号様式

院内保育事業運営費補助金額確定通知書

第 号

所在地

名称

代表者名

年 月 日付けで報告のありました 年度川崎市院内保育事業運営費補助金
については、次のとおり確定しましたので、通知します。

当初交付決定額 円

確定額 円

年 月 日

川 崎 市 長